

## 事後開示事項

2020年10月1日

(吸収分割会社)

名古屋市中区大須三丁目25番31号

株式会社コメ兵ホールディングス

代表取締役 石原 卓児

(吸収分割承継会社)

名古屋市中区大須三丁目25番31号

株式会社コメ兵

代表取締役 石原 卓児

会社法第791条及び第801条並びに会社法施行規則第189条及び第201条に基づき、株式会社コメ兵ホールディングス(2020年10月1日付で株式会社コメ兵より商号変更。)と株式会社コメ兵(2020年10月1日付で株式会社コメ兵分割準備会社より商号変更。)との吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)について以下の各号に定める事項につき開示いたします。

なお、本書面の備置期間は、吸収分割効力発生日から6ヶ月を経過する日(2020年10月1日から2021年4月1日まで)とします。

## 1. 吸収分割の効力発生日

2020年10月1日をもって本吸収分割は効力を生じています。

## 2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

### (1) 第784条の2（差止請求）

本吸収分割において、会社法第784条の2の規定に基づく請求権を行使した株主はありませんでした。

### (2) 第785条（反対株主の株式買取請求）

吸収分割会社は、2020年8月28日付で本吸収分割について、会社法785条第4項に基づき、通知に代えて電子公告を実施しましたが、同条第1項に基づく買取請求はありませんでした。

### (3) 第787条（新株予約権買取請求）

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため該当事項はありません。

### (4) 第789条（債権者の異議）

吸収分割会社は債権者保護手続を行っていないため該当事項はありません。

## 3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過

### (1) 第796条の2（差止請求）

本吸収分割において、会社法第796条の2の規定に基づく請求権を行使した株主はありませんでした。

### (2) 第797条（反対株主の株式買取請求）

吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみのため、会社法第797条第1項に基づく買取請求はありませんでした。

### (3) 第799条（債権者の異議）

吸収分割承継会社は会社法第799条第2項の規定に基づき、2020年8月28日付官報で異議申述の公告を行いました。

上記公告日より1ヶ月を経過しましたが、本吸収分割に異議を唱える債権者は現

れませんでした。

なお、吸収分割承継会社は設立後間もなく、債権者が存在しないため、個別の催告は行っておりません。

#### 4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2020 年 10 月 1 日をもちまして、吸収分割会社より本吸収分割に係る吸収分割契約書に記載された資産、負債、およびその他の権利義務を承継いたしました。吸収分割承継会社が本吸収分割により承継した資産の額および負債の額（2020 年 9 月末時点残高における概算値）は、次の通りです。

資産：14,707 百万円

負債：14,404 百万円

#### 5. 吸収分割の変更登記日

2020 年 10 月 1 日

#### 6. その他吸収分割に関する重要な事項

(1) 吸収分割承継会社は、本吸収分割に際し、普通株式 1,800 株を発行し、その全てを吸収分割会社に対して割当交付いたしました。

(2) 本吸収分割の結果増加した吸収分会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりです。

資本金の額	90,000,000 円
資本準備金の額	0 円
利益準備金の額	0 円

(3) 吸収分割会社は、商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号）附則第 5 条及び会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成 12 年法律第 103 号。以下「労働契約承継法」といいます。）第 7 条に基づき、労働者と協議を行い、労働契約承継法第 2 条第 1 項に基づき、労働者に対して本吸収分割に関する通知を行いました。異議の申し出はありませんでした。

以上